

政策調整会議次第

日時 平成30年8月6日（月）

執行部連絡会終了後

場所 別館3階 市長公室

1 開会

2 議題

（1）平成30年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書について

（2）朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事基本設計（案）について

資料番号

1

平成30年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書

朝霞市

目 次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| I | 行政評価の概要 | 1 |
| 1 | 行政評価制度の導入 | 1 |
| 2 | 行政評価制度とは | 1 |
| | (1) 行政評価の定義 | 1 |
| | (2) 行政評価の目的 | 2 |
| 3 | 行政評価制度の概要 | 2 |
| | (1) 行政評価制度の全体像 | 2 |
| | (2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用 | 4 |
| II | 行政評価結果 | 5 |
| 1 | 施策評価結果の集計 | 5 |
| | (1) 評価の概要 | 5 |
| | (2) 施策の分析 | 5 |
| | (3) 今後の展開方針 | 7 |
| 2 | 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～ | 7 |
| | (1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活 | 8 |
| | (2) 第2章 健康・福祉 | 10 |
| | (3) 第3章 教育・文化 | 13 |
| | (4) 第4章 環境・コミュニティ | 15 |
| | (5) 第5章 都市基盤・産業振興 | 17 |
| | (6) 第6章 基本構想を推進するために | 22 |
| III | 行政評価結果の活用と制度の改善 | 24 |
| 1 | 行政評価結果の活用 | 24 |
| 2 | 行政評価制度の改善 | 24 |
| 参考資料 | | |
| 1 | 朝霞市行政評価実施要綱 | 25 |
| 2 | 施策一覧 | 26 |
| 3 | 施策評価シート | 28 |

I 行政評価の概要

1 行政評価制度の導入

朝霞市では、平成17年度から開始した第3次行政改革において、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、「事務事業の実績、必要性、効率性を踏まえて総合的に評価する行政評価制度の導入を進め、評価結果を公表する」として行政評価制度を取組項目の1つに位置づけ、平成19年度から段階的に導入を進めてきました。

以降、事務事業評価、施策評価、外部評価の試行を経て、平成23年度以降本格的に実施しています。

導入スケジュール

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 平成19年度 | ○事務事業評価の一部試行 |
| 平成20年度 | ○事務事業評価の全面試行 ○施策評価の一部試行 |
| 平成21年度 | ○事務事業評価の実施 ○施策評価の全面試行 |
| 平成22年度 | ○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施（試行的に実施） |
| 平成23年度～ | ○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施 |

2 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。

朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価制度の目的」を次のとおりとします。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

①成果を重視した政策主導型の行政運営への転換

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営への転換を図ります。

②質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すP D C Aサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。

③行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

3 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つのしくみで構成します。

①事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業を所管する担当課による評価(自己評価)を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果(業績)を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

②施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課(部長、主管課長等)により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果(業績)を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、提案や意見を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

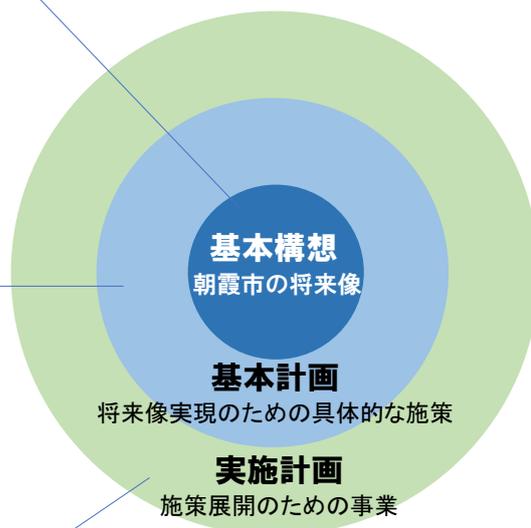
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

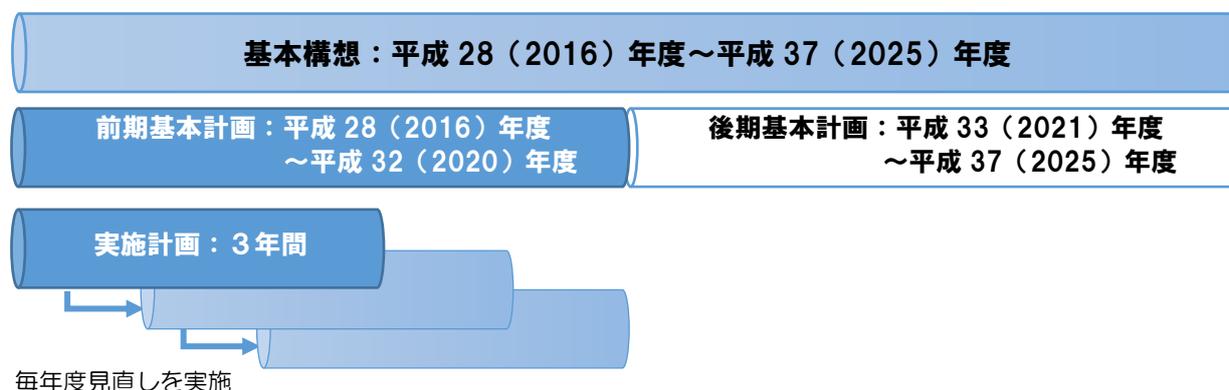
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。
前期：平成 28（2016）年度から
平成 32（2020）年度まで
後期：平成 33（2021）年度から
平成 37（2025）年度まで

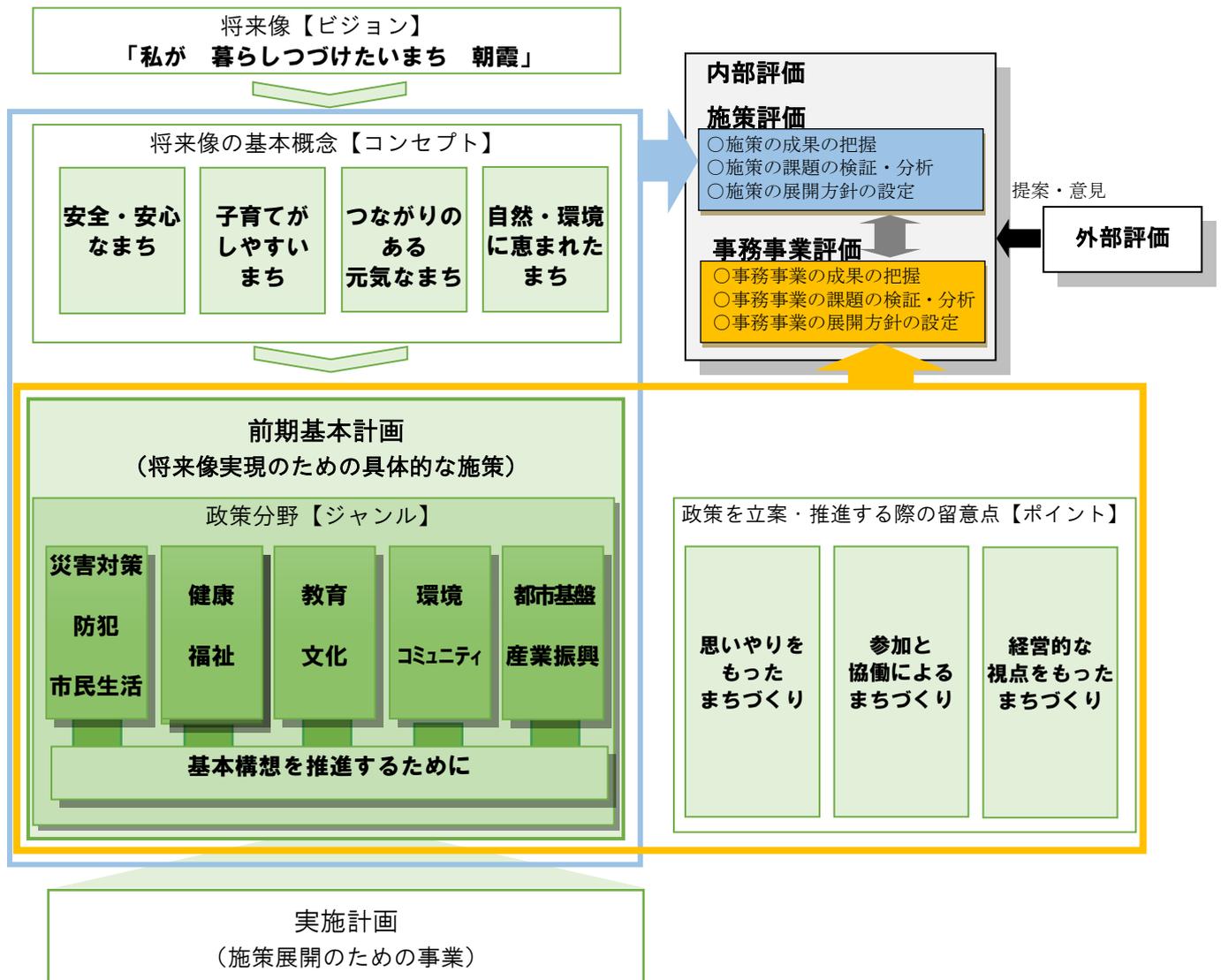
実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・前期基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

① 総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は基本計画を基本に具体的な事業等の実施内容や達成度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

② 予算編成への活用の検討

行政評価制度導入により効果的な事務事業の選別が可能となることから、事務事業の評価結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

平成30年度の評価（対象：平成29年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の82施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策を複数課で担当する場合には、主管課を設定し、主管課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

①達成度

74施策（90.2%）が「A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている」、「B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている」または「C 目標・計画どおりに成果があがっている」の評価でした。「D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」は8施策（9.8%）、「E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」はありませんでした。

| ■達成度 | 施策数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|-------|
| A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている | 0 | 0% |
| B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている | 17 | 20.7% |
| C 目標・計画どおりに成果があがっている | 57 | 69.5% |
| D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった | 8 | 9.8% |
| E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった | 0 | 0% |
| 計 | 82 | 100% |

②必要性

58施策（70.7%）の施策が「A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある」または「B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある」との評価でした。「C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない」は22施策（26.8%）、「D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある」及び「E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある」はそれぞれ1施策（1.2%）でした。

| ■必要性 | 施策数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|-------|
| A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある | 11 | 13.4% |
| B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある | 47 | 57.3% |
| C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない | 22 | 26.8% |
| D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある | 1 | 1.2% |
| E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある | 1 | 1.2% |
| 計 | 82 | 100% |

③達成度と必要性のクロス分析

達成度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での達成度が低く、さらに今後、ニーズ及び解決すべき課題が増加する方向にある施策が4施策ありました。これらの施策については、重点的に取り組む候補として検討する必要があると考えられます。

| ■必要性 ■達成度 | A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある | B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある | C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない | D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある | E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある | 計 |
|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|----|
| A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている | 3 | 10 | 4 | 0 | 0 | 17 |
| C 目標・計画どおりに成果があがっている | 8 | 31 | 16 | 1 | 1 | 57 |
| D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 11 | 47 | 22 | 1 | 1 | 82 |

*参考：必要性がAまたはBで、達成度がDまたはEの施策

「コミュニティ活動の推進」「市街地の適正な利用」「外国人市民が暮らしやすいまちづくり」「多文化共生への理解の推進」「市民参画と協働の推進」「適正かつ効率的な行政事務の遂行」の6施策については、重点的に取り組むことを検討する必要があると考えられます。

| 総合計画コード | 施策名 | 課名 |
|---------|-------------------|----------|
| 431 | コミュニティ活動の推進 | 地域づくり支援課 |
| 511 | 市街地の適正な利用 | まちづくり推進課 |
| 631 | 外国人市民が暮らしやすいまちづくり | 地域づくり支援課 |
| 632 | 多文化共生への理解の推進 | 地域づくり支援課 |
| 642 | 市民参画と協働の推進 | 政策企画課 |
| 655 | 適正かつ効率的な行政事務の遂行 | 政策企画課 |

(3) 今後の展開方針

①施策の方向性

48施策(58.5%)が「重点化」、12施策(14.6%)が「内容の見直し」と評価されました。それぞれの項目にチェックがつけられた施策については、積極的に取り組む必要があります。

| ■重点化 | 施策数 | 割合 |
|------|-----|-------|
| 重点化 | 48 | 58.5% |

| ■内容の見直し | 施策数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 内容の見直し | 12 | 14.6% |

②行政と市民の役割分担

70施策(85%)が「Ⅱ 行政・市民の関与(役割)バランスを維持」との評価でした。「Ⅲ 市民の関与(役割)を拡大」は9施策(11%)、「Ⅰ 行政の関与(役割)を拡大」は3施策(4%)でした。

| ■役割分担判定 | 施策数 | 割合 |
|-----------------------|-----|------|
| Ⅰ 行政の関与(役割)を拡大 | 3 | 4% |
| Ⅱ 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 | 70 | 85% |
| Ⅲ 市民の関与(役割)を拡大 | 9 | 11% |
| 計 | 82 | 100% |

2 行政評価結果～政策分野(ジャンル)ごとのまとめ

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野(ジャンル)ごとに集計し、成果や課題などについて概要をまとめました。

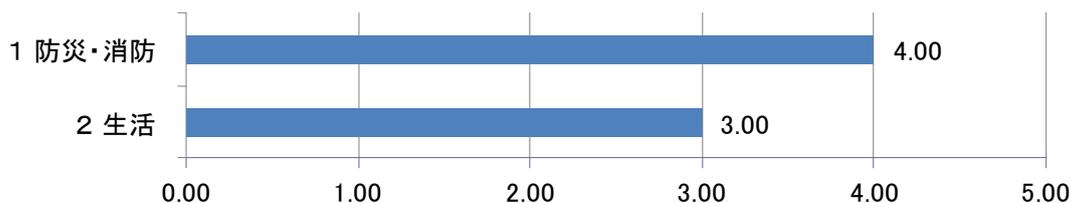
前期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価(達成度)について、

- A「目標・計画を大幅に上回る成果があがっている」：5点
- B「目標・計画を十分に上回る成果があがっている」：4点
- C「目標・計画どおりに成果があがっている」：3点
- D「目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」：2点
- E「目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」：1点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：「4 市民参画・協働：2.67点」＝（「参画と協働の仕組みの検討：3点」＋「市民参画と協働の推進：2点」＋「情報提供の充実と市民ニーズの把握：3点」）／3

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活

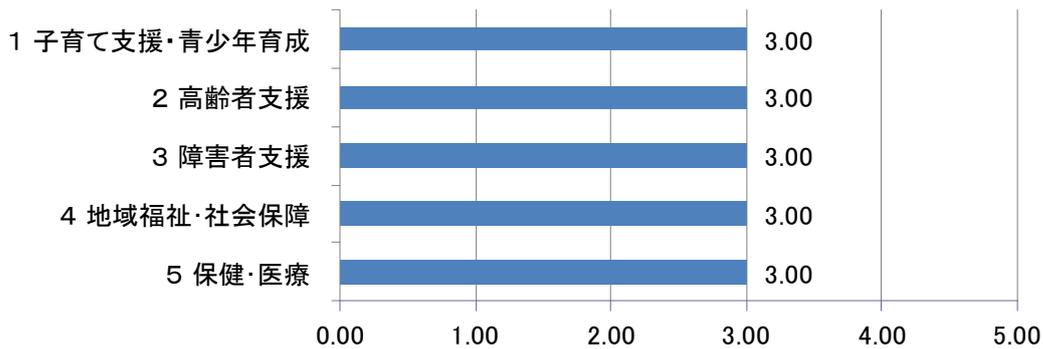


①**防災・消防**については、東日本大震災や熊本地震など大規模な震災が発生する中、首都直下地震の発生が懸念されており、また、本市においては、短時間の集中豪雨による水害が発生しています。これらの状況を踏まえ、防災対策の推進については、備蓄食糧の更新、防災行政無線デジタル化整備工事において、子局の新設及び改修を実施したほか、第七小学校に雨量計を設置しました。また、水害対応、震災対応の職員訓練を実施し、それぞれ対応能力の向上に努めました。地域防災力の強化については、自主防災組織支援事業としてイツモ防災講座を実施したほか、黒目川花まつり及び彩夏祭において来場者向けに家具転倒防止の必要性などの啓発を実施し、加えて二小校区及び溝沼地区において地区防災訓練を行い、防災意識の高揚を図りました。また、自主防災組織の活動等の支援のため、防災士資格取得支援の補助、防災士の資格を有する方を地域防災アドバイザーに委嘱したほか、自主防災組織未結成の自治会に対し、地域防災アドバイザーと協力し、結成促進の働きかけを行いました。消防体制の充実については、団本部を併設した第5分団詰所の改築工事を実施し、消防団の活動環境の整備を行いました。今後においても、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、消防団員の確保及び技術向上に努め、地域住民との連携を進めていきます。

②**生活**についての防犯のまちづくりの推進については、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用し犯罪情報の提供や、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯灯のLED化に係る経費に対する補助や、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防災活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起こさせにくい安全で安心なまちづくりを推進していきます。消費生活については、昨今、社会環境が目まぐるしく変化する中、消費生活におけるトラブルも複雑、多様化しており、多岐にわたる相談が寄せられます。消費者被害の未然防止や被害回復のため、安心して消費生活を送ることができるよう、引き続き消費生活センターの相談機能向上に努め、消費生活相談の充実を図っていきます。また、市広報紙やホームページに注意喚起を行ったり、パネル展や消費者教室の開催など、啓発活動にも積極的に取り組み、消費者に必要な情報を発信することで、消費者の安全・安心に取り組んでいきます。安心できる葬祭の場の提供につきましては、社会情勢の変化により、葬儀形態が多様化している状況を踏まえ、これらに対応するための施設の整備や、葬儀または法事に参列する方の高齢化に対応

した施設の改修などにつきまして、利用者のニーズを見極め、計画的に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



①子育て支援・青少年育成については、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各施策を推進しています。幼児期等の教育と保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園や家庭保育室に対する運営費の補助を行いました。また、保育園では平成30年度の開園に向けて保育園3園、小規模保育施設等3施設の整備を行いました。放課後児童クラブでは、指定管理者による管理運営を行うとともに、入所希望者の増加に対応するため、平成30年度の開設に向けて、民間の放課後児童クラブ3施設の整備を行いました。子どもたちが健やかに育つ環境づくりでは、児童虐待を防止し、子どもの人権が尊重されるように、市民を対象としたセミナーの開催や駅頭キャンペーンなどを通じて、市民への啓発を図るとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。また、地域における子どもの居場所づくりとして、本町・栄町地域を対象とする市内6館目の児童館を本町2丁目に建設するための設計業務が完了し、平成31年度中の完成を目指して、工事に着手します。子育て家庭を支えるための環境づくりでは、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室などでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減や不安の解消を図るとともに、子育て支援センター等の充実に努めたほか、子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付やこども医療費の助成などを行いました。また、子育て中の保護者が必要な保健・福祉情報等を掲載した子育て情報誌を改訂し、配布しました。青少年の健全育成の充実では、地域全体で青少年の健全育成の気運を醸成するため、地域や関係団体、学校などと連携して、駅頭キャンペーンを行い、市民への啓発と意識の高揚を図りました。

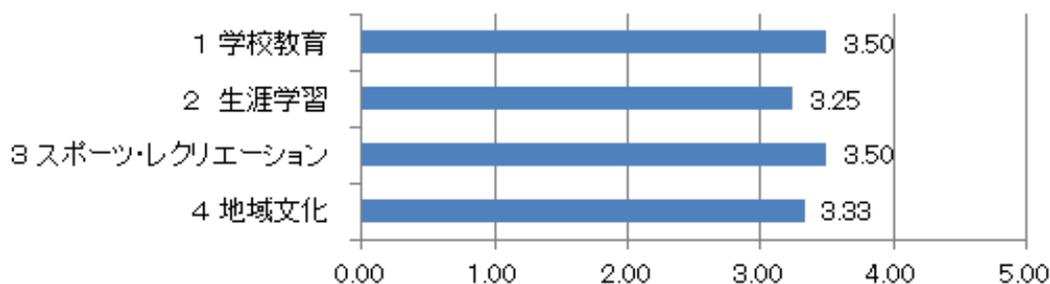
②**高齢者支援**については、今後、急速に進展することが見込まれる高齢化に向けて、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち 朝霞」の基本理念のもと、いくつになっても安心して住み慣れた地域で生活できるまちを目指し、「第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいた各種施策を推進しました。健康・生きがいくつと介護予防の支援を推進するため、筋力向上トレーニング教室等を開催したほか、老人クラブや高齢者スポーツ大会等へ補助金を交付しました。自立のためのサービスの確立においては、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行いました。また、介護保険制度の改正に対応し、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図り「地域包括ケア」の体制の整備に努めていきます。安全・安心な生活ができる環境の整備においては、ひとり暮らしの高齢者などに対し、安心見守り通報システムや、緊急通報システムの設置をしたほか、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の作成に取り組みました。平成30年度から第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、笑顔と生きがいを持って暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

③**障害者支援**については、「第4次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。共生社会の実現では、ノーマライゼーションの理念の普及、施策の充実に努めるため、市役所にて、毎月、障害福祉施設の自主製作品展示販売会を実施したほか、ふれあいスポーツ大会等を開催し、障害のある人とない人の交流の機会を促進しました。また、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害者の権利擁護の支援に努めております。障害者の地域における自立生活支援では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費等の給付を行うほか、障害のある人の自立と社会参加を図るため、その自己決定権を尊重し、必要な障害福祉サービスの提供を行うなど、充実に努めました。また、朝霞市日本手話言語条例について、継続的に普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実に努めています。障害者の自立した社会生活・就労支援では、障害者就労支援センター等関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用を促進しているほか、指定管理者により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人への福祉的就労や日中活動等の場の確保に努めています。今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人とない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

④**地域福祉・社会保障**については、「第3期朝霞市地域福祉計画」等に基づいて各種施策を推進しています。地域福祉の推進では、地域での人と人との交流によって、分け隔てなく、必要な福祉サービスを受けながら、地域で共に生きることができるようを進めています。地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会には、身近な地域で互いに協力、助け合うボランティアや団体等の育成や様々な福祉サービスを提供してもらうため、その運営に資する補助金を交付しました。また、地域における見守りや相談支援の充実を図るため、民生委員児童委員の活動を支援するほか、総合福祉センターの適切な管理運営に努めています。社会保障制度の運営では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組むとともに、特定健診や人間ドック受診者に対し補助を実施することにより市民の健康増進に努めました。また、年金に関する情報の提供と社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度の理解の促進に努めました。生活保護制度は、生活保護法に基づき相談者の状況を把握することで必要な助言を行うとともに、必要な方には適切な援護を行い、生活の安定化や自立助長を図れるよう取り組みました。また、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業や住居確保給付金事業、子どもの学習支援事業を行い、生活困窮者の自立支援に取り組みました。今後も住み慣れた家庭や地域の中で安心して自立した生活を送れるよう、平成30年度新設された福祉相談課を中心として社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図り、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

⑤**保健・医療**については、「あさか健康プラン 21」は、平成26年3月に第2次計画を策定し市民の健康づくりを推進しています。健康あさか普及員とともに健康まつりや各種イベント等で協働での健康づくりの活動を進めており、今後も健康あさか普及員の活動を推進していきます。健康増進センターを会場としている健康まつりは、同日開催のふれあいまつりとの連携をさらに図っています。平成29年度から開始した健康マイレージ事業は約1,000人が参加しており、今後もどの年代の方でも取り組める健康づくりの施策を展開していきます。また、平成29年度は、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置するとともに産後ケア事業を開始し、子育てしやすい環境づくりを図りました。各種乳幼児健康診査においては、平均受診率は95%を上回っており、目標は達成できました。がん検診においても、受診率向上のための取組を継続していく必要があります。予防接種では、法改正により種類が増えていますが、乳幼児をもつ保護者が接種のタイミングを逃がすことのないよう、タイムリーな個別通知を行っていきます。そして、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくほか、小児及び周産期の医療については埼玉病院に寄附講座を設置し医療体制の充実を図っていきます。

(3) 第3章 教育・文化



①**学校教育**については、中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談の機会を充実させました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、さらに相談活動を充実させることができました。共働きなどを理由に教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が求められるケースが増えています。市では、子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っているところです。今後も、朝霞の次代を担う人材の育成を進めるにあたって、相談機会のさらなる充実が求められています。また、確かな学力と自立する力の育成に向け、補助教員やスクールサポーター等の人的配置を継続して効果的な活用を推進していきます。また、各校で研究開発学校助成を活用した教職員の資質向上のための学校研修等に取り組みました。学力の面では、県の平均値と比較しましても、概ね良好と捉えています。平成29年度の全国学力・学習状況調査において、一部の科目で平均正答数が全国平均に達しなかったことから、学校単位で結果を分析・精査した上で、今後具体的な方策等に取り組みます。さらに、朝霞第一小学校、第二小学校、第七小学校の屋内運動場空調設備設置工事の設計を行いました。また、朝霞第二小学校校庭を一部芝生化するなど、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図りました。このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、子ども・保護者・地域の皆様が一緒に楽しく触れ合える場として根付いてきているふれあい推進事業については、地域の行事として引き続き全中学校区で実施し、それぞれ創意工夫しながら取組を進めていきます。

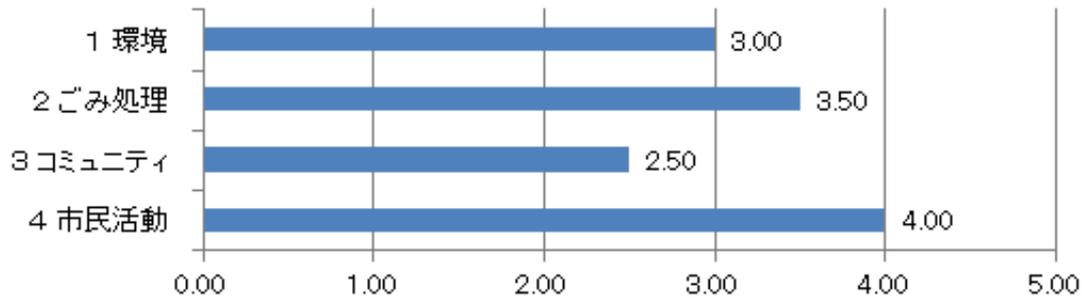
②**生涯学習**については、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、基本理念である「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」の実現のために、実施計画の策定・評価を行い、各個人が学習した成果を社会に還元し社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を目指した施策を展開していきます。また、市民の主体的な学習活動を支援し、ライフスタイルやライフステージに応じた学習機会や、地域やまち、ひとづくりとしての学習機会を提供していきます。次に、公民館では、実生活に即した各種事業や必要な図書確保に努めてきましたが、利用者数は、目標値を若干下回る結果になりました。このことから、引き続き、アンケート調査等から利用者のニーズを把握するなど、その時々学びを必要としている方々をとらえ、市民の身近な学習施設としての役割を果たしていけるよう努めていきます。次に、図書館では、資料の充実や図書貸出等の利用者サービスの充実を努めてきました。また、講座や読み聞かせ等の事業のほか、平成29年度については、市制施行5

0周年・図書館開館30周年の記念事業を通し、様々な方々に図書館を利用させていただきました。しかしながら、利用者数は、目標値を下回る結果となりました。このことから、引き続き近年の利用者数、貸出点数の状況を正しく把握し、第2次朝霞市図書館サービス基本計画に基づいた取組の適切な実施により、利用者サービスを提供していきます。また、平成29年度から開始した第2次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づいた取組を通して、子ども読書活動を推進していきます。最後に、博物館では、市制施行50周年を記念し、丸沼芸術の森と共催のテーマ展示「市制施行50周年記念展 アート×朝霞 丸沼芸術の森U50作家たちによる」を開催し、丸沼芸術の森で活動する50歳までの若手作家を中心に、アートと朝霞の関わり合いから生まれた作品を紹介しました。

③**スポーツ・レクリエーション**については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組として、ビームライフル体験教室を開催しました。3年ぶりに開催された市民総合体育大会市民体育祭では、老人クラブ連合会、障害者団体などの参加をいただいたほか、県のオリンピック関連ブースや民間企業の協力によりスポーツ義足体験コーナーを設置し、多くの市民の皆様に参加いただきました。越生町との都市間交流事業として、スポーツ少年団サッカーチームの交流試合を越生町で行ったほか、2月に同じく越生町で行ったハイキング大会には1,000人を超える朝霞市民、越生町民の皆様に参加いただき大変盛況の事業となりました。生涯スポーツのさらなる振興と市民の皆様により良質なスポーツ・レクリエーション環境を提供することを目指し、総合体育館の大規模改修を行います。平成29年度に基本設計、実施設計を行い、平成30年度から平成32年度にかけて工事を実施する予定です。

④**地域文化**については、芸術文化の振興では、重要文化財旧高橋家住宅の公開、活用事業の実施や、第二小学校における学区域内から出土した埋蔵文化財の展示など、市民の方々が直接文化財に触れる機会の充実に取り組んできました。また、市民の古文書サークルと古文書の解読を行い、成果を積み上げているところです。今後も文化財の保存・活用や公開を進めていきます。また、市民会館（ゆめばれす）の耐震補強工事に伴い、秋の文化祭での舞台発表は見合わせましたが、6月に「市民芸能フェスティバル」と題して「市民芸能まつり」と文化祭の舞台発表を合同で実施しました。そのほか、「夏休み親子陶芸教室」は、実施3年目を迎え、定員に対して多くの応募があり、市民に圧倒的な支持を得ている事業の一つとなっています。2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、芸術文化の分野においても、さらに工夫を凝らした事業展開が図られるよう取り組んでいきます。地域文化によるまちづくりでは、市民まつり彩夏祭の来場者は約71万人に達し、市内外の多くの方が、楽しみながら朝霞市ならではの文化を感じることができていると考えられます。また、市内小・中学校の鳴子踊りへの参加について、補助金の交付による支援を行うことにより、小・中学生のふるさと意識の醸成や、市への愛着づくりへつなげていきます。このほかにも、四季を彩るイベントとしての黒目川花まつり等は定着してきており、順調に来場者数を増やしています。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



①**環境**については、市民・事業者・行政が、それぞれの役割の中で、環境に配慮した取組を行っています。住みよい環境づくりの推進として、自然環境や生活環境の状況を把握するため、水質・大気調査などの各種環境調査を行ったほか、放射線から市民の安全を守るため、市庁舎敷地などの放射線量測定を行いました。循環型社会の推進のため、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業などの再生可能エネルギー普及の推進のほか、リサイクルプラザで企画運営協議会と市の協働により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）やごみの減量等に関する各種講座を開催し、環境に配慮した取組を実施しました。また、温室効果ガス抑制のために、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAYへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。環境教育・環境学習の推進については、環境美化活動や小学生を対象とした環境美化ポスターの募集を行い、「朝霞の環境」に入選作品を掲載するなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、関係機関との連携を図り、各種取組を継続することで、住み良い環境づくりの推進に取り組んでいきます。

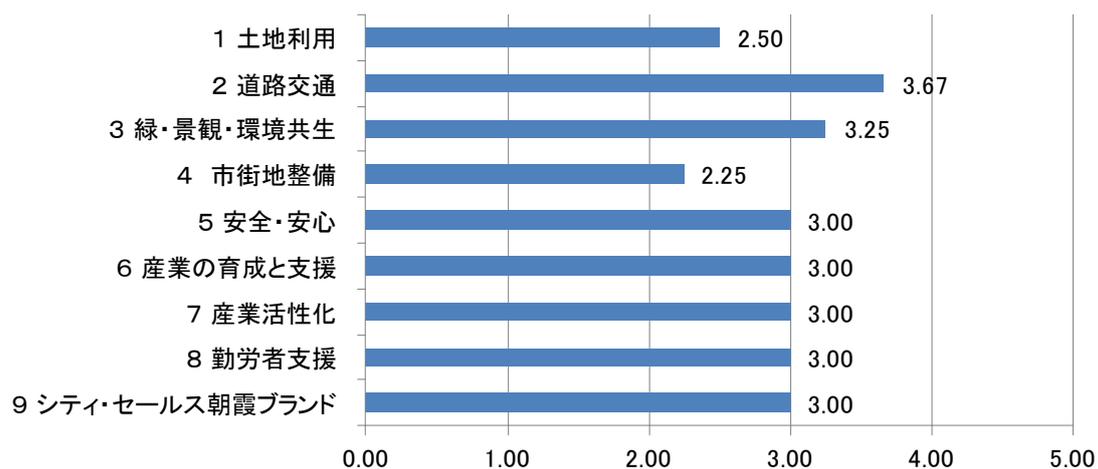
②**ごみ処理**については、ごみの減量・リサイクルの推進では、リサイクルプラザ企画運営協議会などと連携し、講座や店頭啓発活動を実施し、市民等に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。また、資源物の地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進しました。ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬体制、ごみ処理施設の適切な維持管理・運転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、ごみ分別パンフレットの全戸配布を行なうなど、ごみの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。市民1人当たりごみ排出量につきましては、平成29年度現在で指標の目標値をクリアしました。平成29年度に事業者を選定する予定だったごみ焼却処理施設の更新は、着工時期を3年程度延期しました。今後も、ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

※平成30年7月現在、ごみ焼却処理施設については、和光市と広域化の協議を進めていくことになりました。

③コミュニティについては、その中核を自治会・町内会が担っていますが、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するため、今後、その果たす役割がますます重要となります。しかし一方で、現在、自治会・町内会では、役員の担い手不足や高齢化などの問題を抱えているほか、人口の流出入が多いことに加え、地域意識の希薄化や市民の価値観の多様化などにより、自治会・町内会の加入率が低下している状況です。こうした中、朝霞市自治会連合会において、加入率低下に向けた検討を開始し、加入促進活動などを実施したところであり、その活動を支援するとともに、関係機関との連携を密にして、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、コミュニティ活動の推進のため、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を行い、その活動を支援しています。さらに、コミュニティ活動の拠点となる施設のひとつである市民会館の耐震補強等を行うとともに、。今後においても、市民センター、コミュニティセンターと併せ安全で利用しやすい施設を目指し、適切な維持管理を行っていきます。

④市民活動については、地域活動に関心を持つ市民が増え、様々な分野で社会に貢献しようとする団体が発足し、本市のNPO法人は、年々増加傾向にあります。多様化する地域課題の解決や、公共的サービスの担い手として、NPOなどの市民活動団体が果たす役割は大きいと考えます。このため、団体や、その活動が発展できるように、自主性や自立性を促しながら、自発的な活動を側面から支援する必要があります。市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、団体が抱える課題、ニーズを把握するため、団体の活動の場を訪問し、個別の相談に応じるなど、活動しやすい環境づくりに努めています。今後も、市民活動に関する様々な情報提供、市民活動の啓発などの周知方法を工夫するとともに、運営支援に係る研修に積極的に参加して、担当職員のスキルの向上を図るなど、引き続き、市民活動の活性化に向けて取り組んでいきます。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



①**土地利用**については、平成28年11月に改訂した「朝霞市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。今後は、引き続きこれらの制度を適切に運用するとともに、本市の土地利用に関連する計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。また、根岸台にある大規模工場跡地については市全体もしくは周辺地域の活性化に寄与する土地利用の誘導に向けた都市計画の変更を行いました。旧暫定逆線引き地区では、引き続き地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。基地跡地の利用については、平成27年度に国へ提出した朝霞市基地跡地利用計画に基づき、平成28年度から見直し検討を行っていた朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画については、平成30年3月に検討委員会から答申をいただくとともに、基地跡地地区地区計画の変更を行いました。

②**道路交通**については、自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、観音通線の整備を進めており、用地買収や街路築造工事を行い、通学児童等の歩行者の安全を確保しました。今後も、平成32年（2020年）春の全線開通を目指し、着実に整備を進めていきます。また、市道についても橋梁の定期点検や路面性状調査等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っています。公共交通については、公共交通空白地区の解消などを目的に市内循環バスを運行し、超低床ノンステップバス等の導入に助成するなど、公共交通のバリアフリー化を進めました。また、市内循環バス検討委員会から提言された運行見直し方針に基づき、平成29年10月より、内間木地域の交通社会実験を含めた新たな運行を開始しました。さらに、東武東上線朝霞駅のホームドア設置工事に係る設計費の一部負担を行ったほか、県内沿線市町で構成する協議会などを通じ、朝霞台駅のバリアフリー化や利便性の向上についての要望活動を行いました。交通安全対策については、交通安全施設の設置や放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、交通安全街頭啓発活動を行うとともに、園児を対象に交通ルールの指導を行い、小学校では新入児童を対象に交通安全教育を実施しました。また、ドライバーに注意を促すグリーンベルトや外側線などの路面表示を行ったほか、市内各地で道路反射鏡の設置や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③**緑・景観・環境共生**については、平成28年3月に改訂した「朝霞市みどりの基本計画」に基づき施策を推進しています。まちの骨格となる緑づくりでは、保護地区・保護樹木に対する奨励金や生産緑地の追加指定などを行い、緑化の推進及び緑地の保全に努めました。また、公園につきましては、定期的に遊具等の安全点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新を行いました。今後も、市民が安全に安心して公園施設を利用できるよう適切に維持管理を実施していきます。うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の管理を市民ボランティア団体により実施するとともに、落ち葉を利用したイベントや生物多様性市民懇談会を開催するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって施策を推進する取組を行いました。まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、景観計画に掲げられた施策の実現に向けて、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度を整備するとともに、景観づくり団体の認定及び景観重要建造物・樹木の指定に向けて公募を開始しました。黒目川においては、黒目川まるごと再生プロジェクトにより整備された広場や桜並木等の管理を行うとともに、健康遊具の増設を行いました。基地跡地では、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しを進めております。循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくりでは、循環型社会の構築に向けて住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金の交付を実施し、自然再生エネルギーの利用促進を図るとともに、アイドリングストップや温室効果ガスに対する排出抑制の啓発活動を実施しました。また、雨水の有効活用の促進と雨水流出抑制対策として、市民への啓発や雨水貯留槽設

置への補助金の交付を実施しました。

④**市街地整備**については、土地区画整理事業等の事業、開発手続条例などの法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりに係る制度を活用して総合的に進めています。根岸台五丁目土地区画整理事業については、施行者である組合と連携し、平成30年度の換地処分を目指し着実に事業を進めています。また、宮戸二丁目土地区画整理事業については、区画道路の整備に着手し、平成31年度の換地処分を目指し事業を進めています。上水道では、耐震化計画を包括した「朝霞市水道事業基本計画」に基づき、基幹管路の耐震化を進めるとともに、岡浄水場中央監視制御設備更新事業に着手しました。また、上水道台帳の補正を行うとともに、市内全域の漏水調査を実施し、133箇所の漏水を発見、修繕を行いました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。下水道では、既存の施設の処理能力を超える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、雨水対策を実施していますが、未だ局所的な豪雨による浸水被害が各地で発生しています。平成29年度から進めている雨水管理総合計画において、地区ごとのハード対策などを検討しています。また、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者にも協力を促していきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を推進していきます。今後も既存の上下水道施設の適切な維持管理を図り、将来にわたって安定的に上下水道事業を継続できるよう取り組んでいきます。

⑤**安全・安心**については、災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、宮戸橋落橋防止対策を行いました。また横断歩道や橋梁等への道路照明灯の設置や地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金の交付、止水板設置費補助金を交付したほか、新たに準防火地域を3地区追加指定しました。また、耐震診断等に伴う補助金の交付、彩夏祭などでの耐震工事の必要性の啓発活動などを実施しました。全ての人にやさしいまちづくりでは、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対して駅のバリアフリー化及びホームドアの設置要望等を行うとともに、路線バス事業者に対し、バリアフリー化に向けたノンステップバス導入に対する購入費の一部補助を実施したほか、市内循環バス検討委員会から提言された運行見直し方針に基づき、平成29年10月1日より、内間木地域の交通社会実験を含めた新たな運行を開始しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。

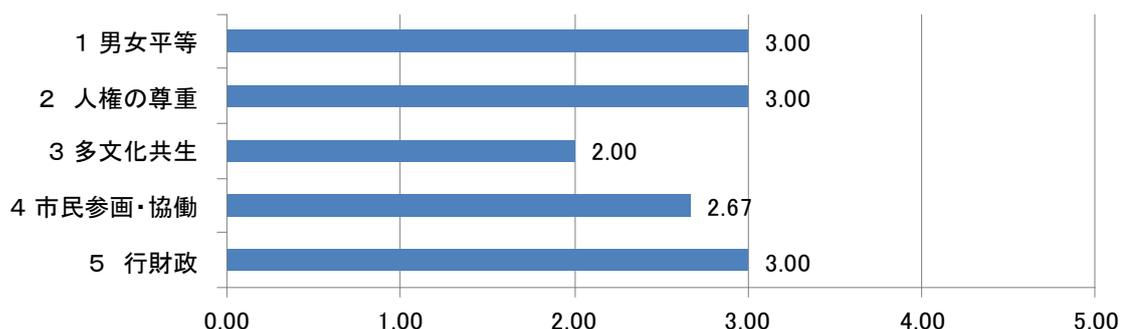
⑥**産業の育成と支援**については、朝霞市の産業の発展のために、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われることが必要と考え、朝霞市商工会の行う黒目川花まつりなどの産業活性化事業に対し補助を行いました。また、産業支援拠点である産業文化センターが実施するあさか産業フェアにおいて、事業者同士の交流、市内工業製品の展示、商談、受発注の機会を提供するなど、市内工業の活性化に向けた取組を実施しました。今後も朝霞市内の産業育成につながる情報を収集、発信するとともに、市民と事業者との連携、交流を促進し、地域に密着した産業の振興を支援します。新たに農業経営を営もうとする若い世代の確保に向け、さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合等との連携を強化していきます。起業と創業の支援については、起業家相談、起業支援セミナーを行うとともに、起業家に向けた融資を実施し、資金面においても支援を行いました。今後も、起業や創業を望む市民の参加が促進されるよう効果的に周知し、起業・創業支援を推進していきます。

⑦**産業活性化**については、厳しい経済状況下において、商業・工業・農業を含めた市内の事業者が様々な経営支援サービスを受けること等、安定した事業経営に寄与することができる環境を作っていく必要があります。そのため、市の産業施策の方向性等を明確にし、当該施策を効果的、効率的に実施していくことを目的として、平成29年度から、朝霞市産業振興基本計画の策定に着手いたしました。次に、各分野における施策ですが、商工業については、商店街を商業の中心と捉え、賑わいを創出し、活性化を支援するために、商店会が実施するイベント等の事業や街路灯の維持管理に要する費用について補助を行いました。また、経営基盤の安定のために、中小企業向けの融資制度による資金面における支援を実施しました。農業については、農業後継者の育成、農業経営の安定化、地産地消の推進や食育への理解が深まることを目標に、浜崎農業交流センターにおける地場農産物の直売、市民農園の設置・管理、緑肥作物種子の配布や農業体験、地場野菜を学校給食に起用するなどの施策を実施しました。本市は、都市近郊であるため宅地化が進み、農地が減少傾向にあります。農業従事者の高齢化等、様々な問題を抱えていますが、市民と農業者の交流、担い手の育成や地場野菜の提供等を通して都市農業の振興を図っていきます。

⑧**勤労者支援**については、就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談、就職支援セミナー等による支援を行っています。また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するための一助として労働・社会保険相談事業を実施しました。これらの事業により多くの方に参加していただくために積極的な周知を実施していきます。また、朝霞地区雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会などの関係機関と連携し、地域での雇用促進に努めていきます。

⑨シティ・セールス朝霞ブランドについては、シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会を開催し、すでに認定されている5点のほか、歴史・生活の視点から新たに2点を選定し、計7点の認定を行いました。これらの市を代表する地域資源は、黒目川花まつりなどのイベントでPRしていくほか、プロモーションのツールとして活用していきます。また、記念式典をはじめとする、市制施行50周年を記念した事業を各部署において実施したほか、関係団体や市民団体等が実施する記念事業について支援し、郷土愛の醸成や市の認知度の向上を図りました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、当市も競技会場市となることから、これをさらなる市の認知度の向上やイメージアップの機会として捉え、キャッチフレーズ「むさしのフロントあさか」やキャラクター「ぼぼたん」などを活用しながら、より一層効果的なプロモーションを展開し、市内外へ市の魅力を発信していきます。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



①**男女平等**については、第2次朝霞市男女平等推進行動計画に基づき、社会慣行や、家庭・職場・地域などにおいて、男女平等に対する意識の醸成を進めるため各種施策を推進しています。市民公募の協力員や女性センター登録団体と協働し、市民の参画を図りながら広報紙で啓発することやセミナーの開催等に取り組みました。男女共同参画の視点で捉える「表現ガイド」を広く市民や事業所に周知することや「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発リーフレットを用い中学校でロールプレイを実施し、直接生徒にデートDVの体験をしてもらうなど若年層への意識啓発に努めました。男女平等が実感できる生活の実現をめざすため、相談事業ではDV被害者に寄り添い、自立した支援に繋がる情報提供や助言、保護等に努めながら支援体制の充実を図りました。引き続き性別にかかわらず、お互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう努めていきます。

②**人権の尊重**については、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、市民一人ひとりの人権に対する正しい理解が必要であることから、様々な人権問題の解決に向けて人権擁護委員と連携し、人権相談をはじめ各種啓発活動を行い、人権教育・啓発活動を推進しています。また、平和の尊さ、大切さを考える機会として、平和パネル展、親子ピースチャレンジを実施しています。今後も多様化・複雑化が進む人権問題の解決に向け、相談員のスキルアップを図りながらより一層相談体制を充実させていくとともに、国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

③**多文化共生**については、「朝霞市国際化基本指針」に基づき、国際相互理解に向けて事業を推進しています。年々増加する外国人市民が日常生活において不便なく暮らすために、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化などにより広く情報を提供しているほか、通訳・翻訳または文化交流を行う多文化推進サポーターにより、外国人市民が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。また、日本語を話せない児童や保護者に対しては、教育指導の場において個別に授業の補助や日本語指導を行ったほか、通訳を派遣し保育士と保護者のコミュニケーションの補助を行っています。今後も「みんなで築く国際社会とだれにもやさしい朝霞づくり」を目標とし、多文化推進サポーター制度を充実させ、生活の中において言葉が通じない外国人市民の自立を支援するとともに、他国の文化・習慣の紹介を通じてお互いの交流を深めるなど、多文化共生への理解の推進に努めていきます。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、道路標識等を多言語化するなど、市内に暮らす外

国人住民だけではなく、外国からの観客にとっても情報を得やすいまちとなるよう、関連団体等との連携を図っていきます。

④**市民参画・協働**については、地域活動の担い手を育成及び支援することを目的として、地域をつくるチーム力アップ講座を開催しました。講座最終回は受講者が運営側に立って市民対象のワールドカフェを開催し、まちづくりへの関心の輪を広げるなど、参画と協働に関する仕組みの検討及び推進に取り組みました。協働を推進するにあたっては、市民活動団体が抱える課題やニーズを把握し、様々な相談に適切に応えられるよう、引き続き担当職員のスキルを向上させていく必要があります。情報提供の充実と市民ニーズの把握では、引き続き市が保有する情報を、広報紙、市ホームページ、メール配信サービス等で幅広く市民に提供しています。また、公募委員候補者登録制度及び市政モニター制度において、過去の実績に基づき、登録依頼の発送数を年代別に見直したことなどにより登録者数を増やすことができました。

⑤**行財政**については、第5次総合計画基本計画のPDCAによる進捗管理の効果を上げるため、行政評価制度の改善に継続的に取り組んでいます。外部評価委員会からの所見を踏まえ、市がどのように施策に取り組んでいるかをまとめ、「所見に関する検討結果」を市のホームページに掲載しました。第5次行政改革については、実施計画の10の取組項目についての進捗状況を行政改革懇談会に報告し、意見をいただきました。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少の克服と地域経済の活性化に係る施策について効果検証を行いながら、積極的に推進しています。公平・適正な負担による財政基盤の強化では、自主財源の根幹をなす市税の収納率の向上に努め、税収の確保を図りました。依存財源については引き続き情報収集し、国・県等の補助金を最大限活用できるよう努めています。公共施設の効果的・効率的な管理運営では、庁舎施設耐震化工事を完了させたほか、総合管理計画に基づく適切な施設管理を進めています。指定管理者制度では、期間満了後の健康増進センターの管理について選定事務を進めています。適正かつ効果的な行政事務の遂行では、マイナンバーカードの情報連携に向けた他市、県との連携に関する運用テストを完了し、平成29年11月より本格稼働させ、行政サービスの手続きの際に添付書類の一部が省略できるようになっています。機能的な組織づくりと人材育成では、行政需要に対応するための組織機構改革を行ったほか、最少の人員で最大の行政効果を目指し、新たな職員定員管理方針を策定しました。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政の運営に反映させていくことが重要です。

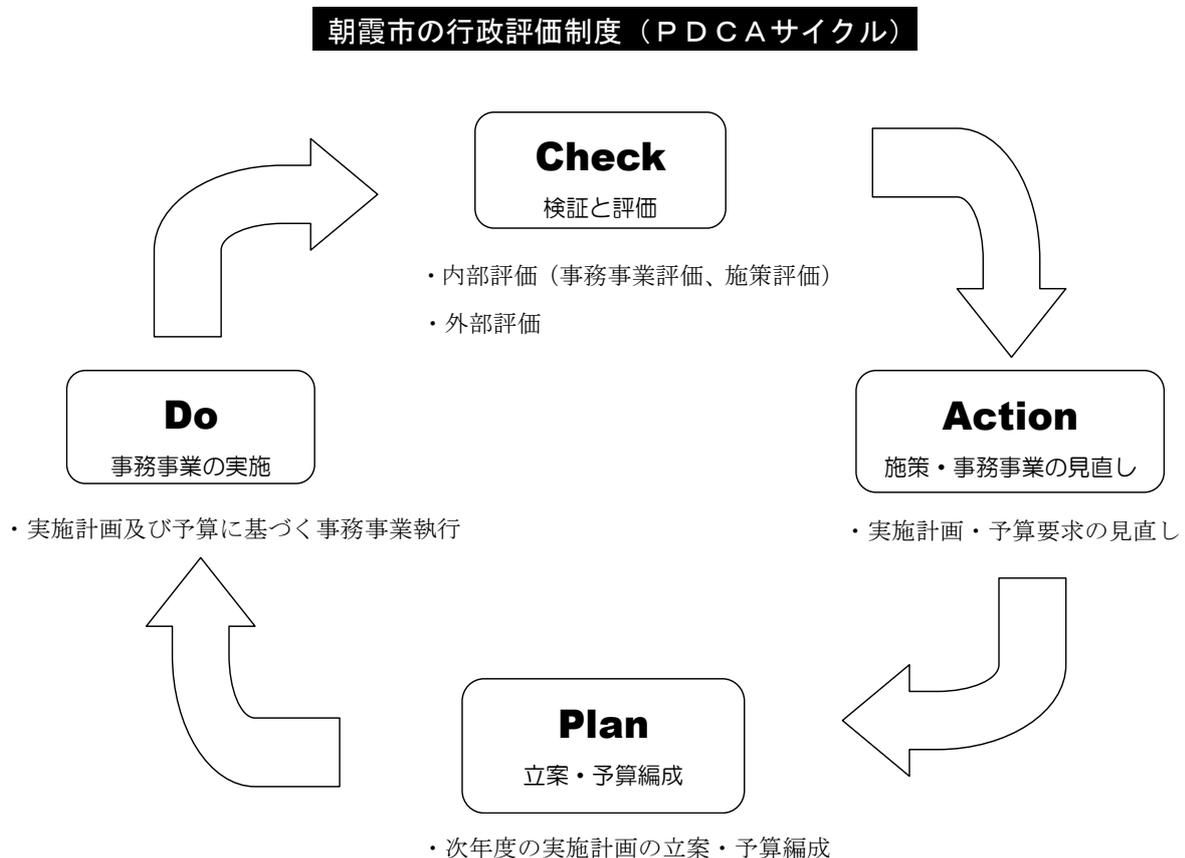
施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に、評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度に全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。わかりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。



1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

- 2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。
- 3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。
- 4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

| 政策分野 | 大柱 | 中柱 | 達成度 | 必要性 | 施策の方向性 | | 役割分担 |
|------------------|-----------------|------------------------|-----|-----|--------|-------|------|
| | | | | | 重点化 | 内容見直し | |
| 第1章 災害対策・防犯・市民生活 | 1 防災・消防 | (1)防災対策の推進 | B | A | ● | | II |
| | | (2)地域防災力の強化 | B | B | ● | | III |
| | | (3)消防体制の充実 | B | B | ● | | II |
| | 2 生活 | (1)防犯のまちづくりの推進 | B | C | ● | | II |
| | | (2)消費者の自立支援の充実 | C | B | | | III |
| | | (3)安心できる葬祭の場の提供 | D | C | | | II |
| 第2章 健康・福祉 | 1 子育て支援・青少年育成 | (1)幼児期等の教育と保育の充実 | C | A | ● | | II |
| | | (2)子どもたちが健やかに育つ環境づくり | C | B | ● | | II |
| | | (3)子育て家庭を支えるための環境づくり | C | B | ● | | II |
| | | (4)青少年の健全育成の充実 | C | B | ● | | II |
| | 2 高齢者支援 | (1)健康・生きがいづくりと介護予防の支援 | C | B | ● | | III |
| | | (2)自立のためのサービスの確立 | C | B | ● | ● | II |
| | | (3)安全・安心な生活ができる環境の整備 | C | B | ● | | II |
| | 3 障害者支援 | (1)共生社会の実現 | C | C | | ● | II |
| | | (2)地域における自立生活の支援 | C | D | ● | | I |
| | | (3)自立した社会生活・就労支援 | C | C | ● | | I |
| | 4 地域福祉・社会保障 | (1)地域福祉の推進 | C | A | ● | | III |
| | | (2)社会保障制度の運営 | C | B | | ● | II |
| | 5 保健・医療 | (1)健康づくりの支援 | C | A | ● | | III |
| | | (2)保健サービスの充実 | C | A | ● | | II |
| | | (3)医療体制の充実 | C | A | ● | | II |
| 第3章 教育・文化 | 1 学校教育 | (1)朝霞の次代を担う人材の育成 | C | B | ● | | II |
| | | (2)確かな学力と自立する力の育成 | B | B | ● | ● | II |
| | | (3)質の高い教育を支える教育環境の整備充実 | B | B | ● | | II |
| | | (4)学校・家庭・地域が連携した教育の推進 | C | C | ● | | II |
| | 2 生涯学習 | (1)生涯学習活動の推進 | B | C | | | II |
| | | (2)学習しやすい環境整備の充実(公民館) | C | C | | | II |
| | | (3)学習しやすい環境整備の充実(図書館) | C | B | | ● | II |
| | | (4)学習しやすい環境整備の充実(博物館) | C | B | ● | | II |
| | 3 スポーツ・レクリエーション | (1)スポーツ・レクリエーション活動の推進 | B | C | | | II |
| | | (2)スポーツ施設の整備充実 | C | B | | | II |
| | 4 地域文化 | (1)歴史や伝統の保護・活用 | B | A | ● | | II |
| | | (2)芸術文化の振興 | C | C | | | II |
| (3)地域文化によるまちづくり | | C | A | ● | | III | |
| 第4章 環境・コミュニティ | 1 環境 | (1)住みよい環境づくりの推進 | D | C | ● | | II |
| | | (2)循環型社会の推進 | C | A | ● | | II |
| | | (3)低炭素社会の推進 | B | C | | | II |
| | | (4)環境教育・環境学習の推進 | C | C | | | II |
| | 2 ごみ処理 | (1)ごみの減量・リサイクルの推進 | B | A | ● | ● | II |
| | | (2)ごみ処理体制の充実 | C | B | ● | | II |
| | 3 コミュニティ | (1)コミュニティ活動の推進 | D | B | ● | | II |
| | | (2)活動施設の充実 | C | C | | | II |
| | 4 市民活動 | (1)市民活動への支援 | B | B | | ● | III |
| | | (2)市民活動環境の充実 | B | B | | | II |

| 政策分野 | 大柱 | 中柱 | 達成度 | 必要性 | 施策の方向性 | | 役割分担 |
|--------------------|----------------------|----------------------------|-----|-----|--------|-------|------|
| | | | | | 重点化 | 内容見直し | |
| 第5章 都市基盤・産業振興 | 1 土地利用 | (1)市街地の適正な利用 | D | B | | | II |
| | | (2)市街地周辺の適正な利用(市街化調整区域の整序) | C | B | | | II |
| | 2 道路交通 | (1)やさしさに配慮した道づくり | B | B | ● | | II |
| | | (2)まちの骨格となる道路づくり | C | B | ● | | II |
| | | (3)良好な交通環境づくり | B | B | ● | | II |
| | 3 緑・景観・環境共生 | (1)まちの骨格となる緑づくり | C | C | | | II |
| | | (2)うるおいのある生活環境づくり | B | B | | | II |
| | | (3)まちの魅力を生み出す景観づくり | C | C | | | II |
| | | (4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり | C | B | ● | | II |
| | 4 市街地整備 | (1)特性に応じた市街地づくり | C | C | | | II |
| | | (2)上下道の整備・充実 | C | B | ● | | II |
| | | (3)公共下水道の整備 | C | B | ● | | II |
| | 5 安全・安心 | (1)災害や犯罪に強いまちづくり | C | C | | | II |
| | | (2)全ての人にやさしいまちづくり | C | C | | | II |
| | 6 産業の育成と支援 | (1)産業育成のための連携強化 | C | C | ● | | II |
| | | (2)起業・創業の支援 | C | B | ● | | I |
| | 7 産業活性化 | (1)魅力ある商工業機能の形成 | C | B | ● | ● | II |
| | | (2)中小企業の経営基盤の強化 | C | C | | | II |
| | | (3)都市農業の振興 | C | B | | | II |
| 8 勤労者支援 | (1)勤労者支援の充実 | C | B | | | II | |
| | (2)雇用の促進 | C | E | | | II | |
| 9 シティ・セールス朝霞ブランド | (1)シティ・セールス朝霞ブランドの育成 | C | C | | | II | |
| | (2)シティ・プロモーションの展開 | C | B | ● | | II | |
| 第6章 基本構想推進 | 1 男女平等 | (1)男女平等の意識づくり | C | B | | | II |
| | | (2)男女平等が実感できる生活の実現 | C | B | | | II |
| | 2 人権の尊重 | (1)人権教育・啓発活動 | C | B | | | II |
| | | (2)問題解決に向けた支援体制の充実 | C | A | | | II |
| | 3 多文化共生 | (1)外国人市民が暮らしやすいまちづくり | D | B | | ● | II |
| | | (2)多文化共生への理解の推進 | D | B | | ● | III |
| | 4 市民参画・協働 | (1)参画と協働の仕組みの検討 | C | B | ● | ● | II |
| | | (2)市民参画と協働の推進 | D | B | ● | ● | III |
| | | (3)情報提供の充実と市民ニーズの把握 | C | B | ● | | II |
| | 5 行財政 | (1)総合計画の推進 | C | B | ● | | II |
| | | (2)まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 | B | B | ● | | II |
| | | (3)公平・適正な負担による財政基盤の強化 | C | C | ● | | II |
| | | (4)公共施設の効果的・効率的な管理運営 | C | B | ● | | II |
| (5)適正かつ効率的な行政事務の遂行 | | D | B | ● | | II | |
| (6)機能的な組織づくりと人材育成 | | C | B | ● | | II | |

■達成度

- A: 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている、B: 目標・計画を十分に上回る成果があがっている
C: 目標・計画どおりに成果があがっている、D: 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった
E: 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった

■必要性

- A: ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある、
B: ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある
C: ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない、D: ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある
E: ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある

■役割分担判定

- I 行政の関与(役割)を拡大、II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持、III 市民の関与(役割)を拡大

| | |
|---------|------------------|
| H30年度評価 | |
| 施策名 | 総合計画コード |
| 部名 | 主管課名 主管課部課コード |
| 関連部課名 | |

施策評価シート(対象:H29年度実施施策)

1. 施策概要

| | | | |
|--------------|------|------|-------------|
| めざす目的成果 | | | |
| 施策概要 | | | |
| 個別計画 関連計画 | 計画名称 | 計画期間 | H 年度 ~ H 年度 |
| | | | H 年度 ~ H 年度 |
| | | | H 年度 ~ H 年度 |

2. 実施結果

| | | | |
|----------------------------|---------------|-------|-----------|
| H29年度の 施策の実施内容 | | | |
| H29年度の 基本概念(コンセプト)の実施内容 | 安全・安心なまち | | |
| | 子育てがしやすいまち | | |
| | つながりのある元気なまち | | |
| | 自然・環境に恵まれたまち | | |
| 総コスト (事業費+人件費) | 単位:千円 (決算) | H28年度 | H29年度(見込) |
| | | H30年度 | H31年度 |
| | | H32年度 | H33年度 |

| | | | | | | |
|-------------|----|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------------|
| 指標名 (説明) | 単位 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | 前期基本計画目標 H32年度 |
| | | 目標・計画 実績(見込) | 目標・計画 実績(見込) | 目標・計画 実績 | 目標・計画 実績 | 目標・計画 実績 |
| ① (説明) | | | | | | |
| ② (説明) | | | | | | |

3. 施策の分析

| | |
|--------------------------------|---|
| 達成度 (目標の 達成状況は どうか) | <input type="radio"/> A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている(5点) <input type="radio"/> D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった(2点) <input type="radio"/> B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている(4点) <input type="radio"/> E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった(1点) <input type="radio"/> C 目標・計画と並びに成果があがっている(3点) (説明) |
| 必要性 (ニーズは 今後どう変化す るか) | <input type="radio"/> A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある <input type="radio"/> D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある <input type="radio"/> B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある <input type="radio"/> E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある <input type="radio"/> C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない (説明) |
| 施策を 進める上での 問題点・課題 | (説明) |

4. 今後の展開方針[部としての判断]

| 施策の方向性 | <input type="checkbox"/> 複数選択可 <input type="checkbox"/> 重点化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し (説明) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|------------|------------------------|---------------------|------------|---------------------|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|-----------|---|---|---|---|
| 行政と市民の 役割分担 | <input type="radio"/> I 行政の関与(役割)を拡大 <input type="radio"/> II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 <input type="radio"/> III 市民の関与(役割)を拡大 (説明) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策を 構成する 事務事業の 次年度の 方向性 | <table border="1"> <tr> <th>事務事業名</th> <th>総コスト(事業費+人件費) H28決算</th> <th>有効性 貢献度</th> <th>優先性 緊急性</th> <th>H31に向けた 投入資源の方向性</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 (単位:千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 6事業以上の事務事業の位置付けがあるため、別紙に記載 | 事務事業名 | 総コスト(事業費+人件費) H28決算 | 有効性 貢献度 | 優先性 緊急性 | H31に向けた 投入資源の方向性 | 1 | | | | | 2 | | | | | 3 | | | | | 4 | | | | | 5 | | | | | 計 (単位:千円) | 0 | 0 | — | — |
| 事務事業名 | 総コスト(事業費+人件費) H28決算 | 有効性 貢献度 | 優先性 緊急性 | H31に向けた 投入資源の方向性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 (単位:千円) | 0 | 0 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議会等の 第三者機関 の評価(意見) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長の意見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事 基本設計

I 基本設計(案)の概要

II 基本設計図書

- 1 案内図・敷地概要
- 2 現況配置図
- 3 配置図(案)
- 4 1階平面図(案)
- 5 2階平面図(案)
- 6 3階、4階平面図(案)
- 7 立面図、断面図(案)
- 8 外観パース

学校教育部学校給食課

教育総務課

朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事 基本設計（案）の概要

1 建設概要

- ・アクションプランや第5次朝霞市総合計画に基づき、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校に続き、朝霞第八小学校に市内3施設目の自校給食施設として給食室とランチルームを建設する。
- ・近年、児童数が大幅に増加する傾向にある朝霞第八小学校に、新たに普通教室を8教室増設し、良好な教育環境を確保する。

2 建物概要

- ・建設場所 朝霞市栄町5丁目1番41号（朝霞第八小学校）
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・階数 地上4階建て
- ・建築面積 438.97㎡
- ・延床面積 1,643.98㎡
- ・建物高さ 15.4m

*面積及び高さは、今後の実施設計で変わる場合があります。

3 施設の概要

- 【1階】風除室、準備室、検収室、野菜下処理室、食品庫、魚肉下処理室、和え物室、調理室、アレルギー対応食調理室、配膳室、パン・牛乳入荷室
- 【2階】給食事務室、更衣室、脱衣室、トイレ（給食職員用）、多目的トイレ、ランチルーム、準備室、洗浄室、消毒保管庫、配膳室
- 【3、4階】普通教室4クラス、児童用トイレ（男女）、手洗い場（2ヶ所）、配膳室
- 【その他】
 - ・既存校舎各階とエキスパンション・ジョイントで接続
 - ・1～4階エレベーター（人荷用）設置
 - ・外部階段（非常用階段）
 - ・車いす使用者用駐車場（1台）及び来客用駐車場の整備
 - ・倉庫及び自転車置場の撤去・新設

4 今後の主なスケジュール（予定）

- ・ 全 員 協 議 会 平成 3 0 年 8 月 3 1 日（第 3 回定例会開会終了後予定）
- ・ 設 計 業 務 平成 3 1 年 3 月 末 ま だ に 完 了（基本・実施設計）
- ・ 建 設 工 事 入 札 平成 3 1 年 4 月（6 月：工事請負契約締結議案提出）
- ・ 工 事 期 間 平成 3 1 年 7 月～平成 3 2 年 1 2 月
- ・ 使 用 開 始 平成 3 3 年 1 月

5 事業予算

第八小学校自校給食施設等整備事業（継続費：平成 3 0 年度～平成 3 2 年度）

事業費 1 1 億 2, 8 4 6 万円

<事業費内訳>

- ・ 設計委託料 5, 0 4 2 万 9 千円
- ・ 工 事 費 1 0 億 5, 7 7 6 万 9 千円
- ・ 工事監理費 2, 0 2 6 万 2 千円

* 国庫補助金（予定）

給食施設：学校施設環境改善交付金

普通教室・ランチルーム：公立学校施設整備費負担金